

『介護職員処遇改善加算取得』セミナー

本年10月から始まる特定加算を中心に、現行加算の算定要件であるキャリアパス要件についてや、賃金の配分方法・申請書の記入方法についても紹介いたします。

時期	エリア	青森	弘前	八戸
夏季		7/5 リンクモア 平安閣市民ホール	7/3 弘前市民会館	7/4 ユートリー
冬季		12/6 県民福祉プラザ	12/4 弘前市民会館	12/5 ユートリー

開催時間：全日程 13:30~16:30

個別相談(随時受付)

上記のセミナーを受講し、かつ、**青森県介護サービス事業所認証評価制度に参加宣言している法人**を対象に、個別相談を実施いたします。会場は青森市を基本としますが、必要に応じ、弘前市・八戸市等にも会場を設定いたします。1事業所2時間を目安に、特定加算取得等に関する様々な相談に応じます。

例)既存のキャリアパスでキャリアパス要件は満たせるか/加算の具体的な配分方法は/就業規則・給与規程に見直しについて 等々

加算取得のための診断ツール

加算の見込み額をもとに、支給方法のシュミレーションが行えるツールを希望者へお配りしております。特定加算は特に配分方法が複雑となる事が予想されますので、是非ともご利用ください。

昨年度ツールを利用された皆様より

手続きが簡単な一時金での支給を検討していましたが、職員のメリットが大きく、求人票でもアピールしやすい毎月の支給を行うことにしました。ツールを活用することで様々なパターンについて検討することができ、とても助かりました。

加算区分	介護職員 処遇改善加算(A)	加算率 (%)	単位数 (C)×A×B	地域係数 (D)	加算見込 月額 (E)×D×F	加算見込 年額 (F)×E×12	加算率 (1-3) (%)	加算見込 年額 (G)×H	加算見込 年額 (I)×J
加算Ⅰ	170,000	8.20%	13,940	10	139,400	836,400	2.20%	37,400	224,400
加算Ⅱ	120,000	5.90%	7,080	10	70,800	424,800	1.60%	19,200	115,200
加算Ⅲ	100,000	8.30%	8,300	10	83,000	498,000	2.30%	23,000	138,000

さらに人材育成・定着の促進を目指す事業所の方は…

青森県介護サービス事業所認証評価制度に参加宣言し、認証取得に向けた取組を進めましょう。参加宣言することでセミナーや個別相談、現地相談など様々な支援を全て無料で受けることができます。2019年5月現在135法人が参加宣言し、34法人が認証を取得しています。制度の仕組みや今年度の支援メニューの日程等は下記をご確認ください。

かご応援ネットあおり (<http://www.aomori-kaigo.net/>)



【お問い合わせ先】

●事業主体 青森県 株式会社エイデル研究所 青森オフィス 担当:野土谷(のとや)
 ●受託事業者 住所 青森県青森市古川1-21-12 セントラルビューあおり3階
 電話 017-718-1820
 Email aomori-kaigo@eidell.co.jp

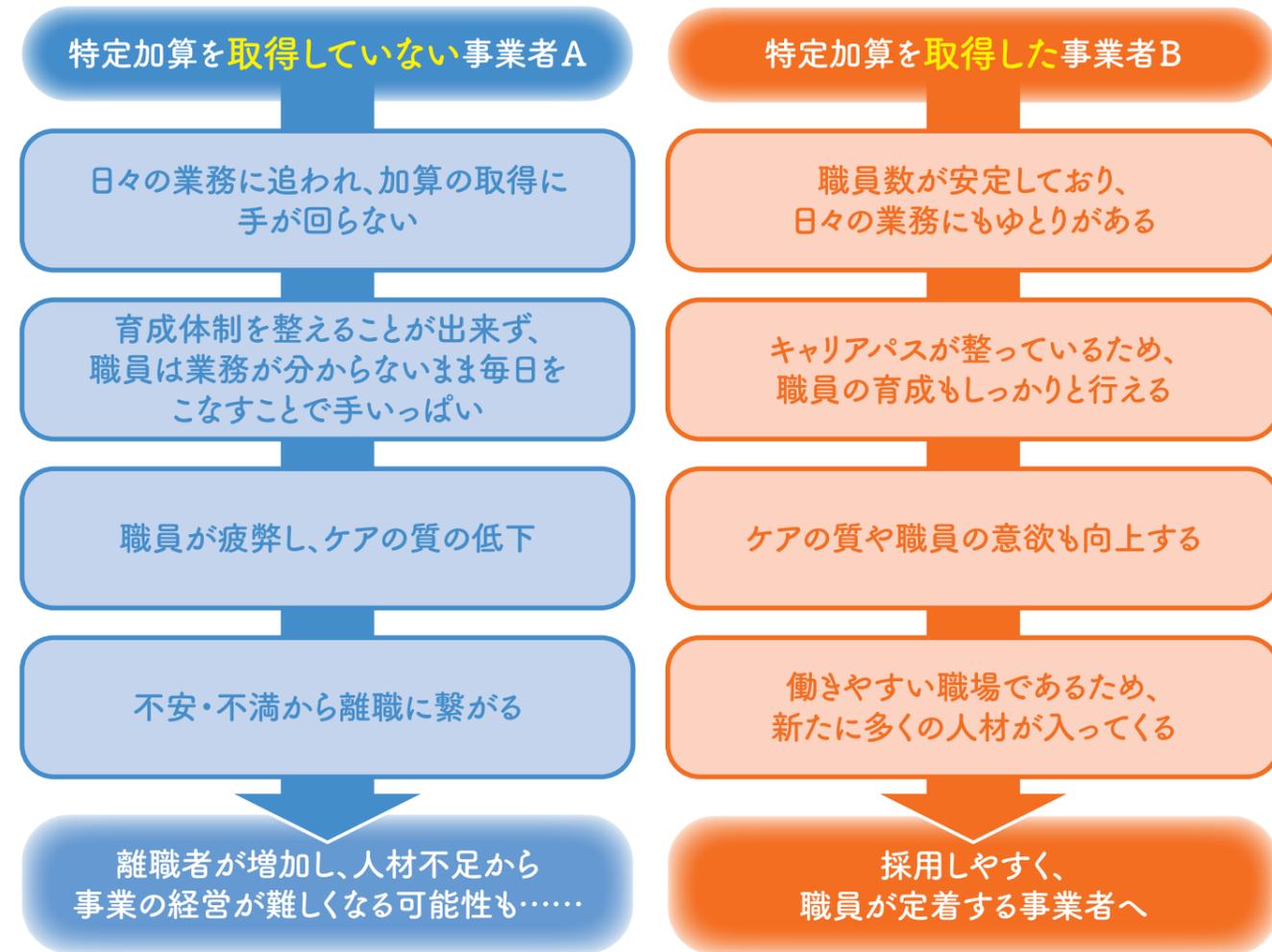
無料のセミナー・相談会を開催!

勤続10年以上の介護福祉士に8万円? 介護職員等特定処遇改善加算の取得を目指しましょう

介護職員等特定処遇改善加算とは

「勤続10年以上の介護福祉士に月額8万円」というワードは聞いたことがあっても、**実際の中身はよくわからない**、という方も多いのではないのでしょうか。青森県では介護職員等特定処遇改善加算(以下「特定加算」といいます。)の取得に向けたセミナー・個別相談を無料で実施いたします。本年10月からの取得に向けて、ぜひともこの事業をご活用ください!

特定加算の取得は介護職員の採用・定着に繋がります



特定加算は介護職員以外の職種にも支給できるため、加算取得の有無は介護職員以外の採用にも影響することが考えられます。加算の取得は決して難しいものではありません。

皆さんはどちらの事業者を目指しますか?

特定加算や、現行加算の詳しい仕組みについては……



現行の処遇改善加算[※]の加算区分ごとの算定要件について

※以下「現行加算」といいます

現行加算のイメージ図

加算 I 3.7万円相当	加算 II 2.7万円相当	加算 III 1.5万円相当	加算 IV 加算 III × 0.9	加算 V 加算 III × 0.8
キャリアパス要件 I・II・III	キャリアパス要件 I・II	キャリアパス要件 I or II	キャリアパス要件 I or II or 職場環境 等要件	キャリアパス要件、 職場環境等要件の いずれも満たさず
職場環境等要件	職場環境等要件	職場環境等要件		

処遇改善加算IV・Vは今後
廃止予定

キャリアパス要件 I

職員の職位・職責または職務内容に応じた任用要件および賃金体系の整備

キャリアパス要件 II

資質向上のための計画を策定し、研修の実施または研修の機会を設けている

キャリアパス要件 III

経験もしくは資格に応じて昇給する仕組み、または一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを整えている

職場環境等要件

「資質の向上」、「職場環境・処遇の改善」、「その他」のいずれかの項目の要件を1つ以上満たす

各要件の内容は
セミナーで詳しく
解説します

「青森県介護サービス事業所認証評価制度」の認証基準と、加算の要件は深く関わっています

青森県介護サービス事業所認証評価制度 認証基準		関連のキャリアパス要件・職場環境等要件
1. 職員の処遇改善の取組	① 明確な給与体系の導入	要件I・III
	② 休暇取得・労働時間縮減、育児・介護を両立できる取組など働きやすさへの取組	職場環境等要件(職場環境・処遇の改善)
	③ 健康管理に関する取組	
2. 介護人材育成の取組	① 新規採用者育成計画(OJT含む)の策定	要件II
	② 新規採用者研修(合同・派遣含む)の実施	要件II
	③ 新規採用者の教育担当者に対する研修等の実施	職場環境等要件(職場環境・処遇の改善)
	④ キャリアパス制度の導入	要件I
	⑤ 人材育成計画の策定と計画に沿った研修の実施	要件II
	⑥ 資格取得に対する支援	要件II
	⑦ 人材育成を目的とした面談の実施	職場環境等要件(職場環境・処遇の改善)
3. 地域交流・コンプライアンス等の取組	① 地域交流等の取組	職場環境等要件(その他)
	② 地域の公益的な取組(社会福祉法人に限る)	
	③ 事業運営の透明性を確保するための取組	
	④ 関係法令の遵守	
4. サービスの質の向上の取組	① 介護サービス事業所の運営方針の周知	職場環境等要件(その他)
	② 相談体制・苦情解決の仕組みの確立、周知・機能	職場環境等要件(職場環境・処遇の改善)
	③ 身体拘束廃止・高齢者虐待防止の徹底	
	④ サービスの質の向上に向けた取組	

加算が取れると
認証取得にも、
ぐっと近づく

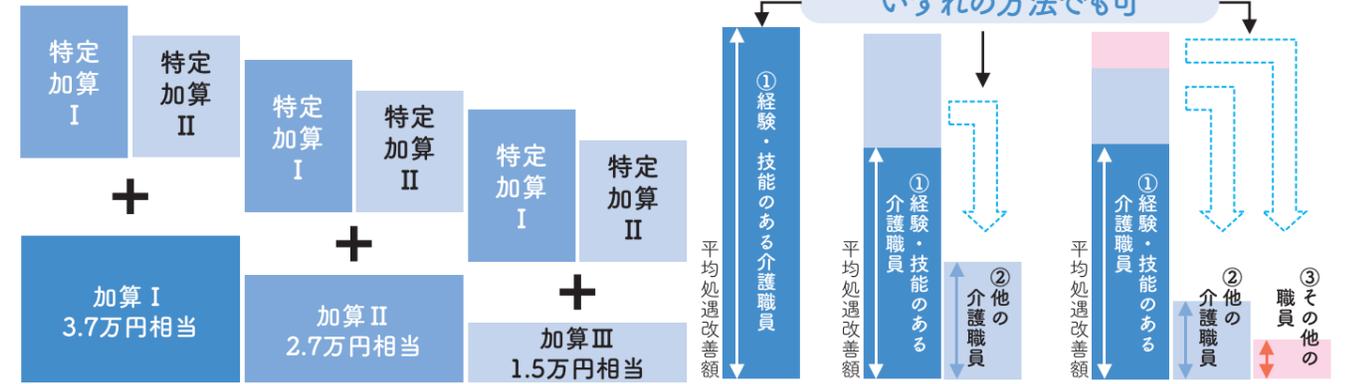
加算の取得 当事業で支援

認証の取得 認証取得の支援

目指す成果に!

- ◎職員が定着する
- ◎職員が育つ
- ◎求職者が増える
- ◎サービスの質が上がる
- ◎利用者満足度が向上する

特定加算の算定要件



介護福祉士の配置等要件

サービス提供体制強化加算の最も上位の区分の算定

- 訪問介護は特定事業所加算(I)又は(II)
- 特定施設入居者生活介護等はサービス提供体制強化加算(I)又は入居継続支援加算
- 介護老人福祉施設等はサービス提供体制強化加算(I)又は日常生活継続支援加算

現行加算要件

現行加算(I)から(III)までのいずれかを算定している

職場環境等要件

現行加算要件である職場環境等要件のうち、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」、「その他」の各区分ごとに1つ以上の取組を行っている

見える化要件

見える化要件は
2020年より
算定要件となります

特定加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等により公表していること。具体的には、介護サービスの情報公表制度を活用し、特定加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を記載。当該制度における報告の対象となっていない場合等には、各事業者のホームページを活用する等、外部から見える形での公表

特定加算の区分と要件とサービス別加算率

算定要件	特定加算I	特定加算II	サービス別加算率		現行加算I~III		
			特定加算I	特定加算II			
介護福祉士の配置等要件	○	-	訪問介護 夜間対応型訪問介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	6.3%	4.2%	13.7~5.5%	
			訪問入浴介護	2.1%	1.5%		5.8~2.3%
			通所介護 地域密着型通所介護	1.2%	1.0%		5.9~2.3%
職場環境等要件	○	○	通所リハビリテーション	2.0%	1.7%	4.7~1.9%	
			特定施設入居者生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護	1.8%	1.2%	8.2~3.3%	
見える化要件	2020年より	2020年より	認知症対応型通所介護	3.1%	2.4%	10.4~4.2%	
			小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護	1.5%	1.2%	10.2~4.1%	
			認知症対応型共同生活介護	3.1%	2.3%	11.1~4.5%	
			介護福祉施設サービス 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 短期入所者生活介護	2.7%	2.3%	8.3~3.3%	
			介護保健施設サービス 短期入所療養介護(老健)	2.1%	1.7%	3.9~1.6%	
			介護療養施設サービス 短期入所療養介護(病院等)	1.5%	1.1%	2.6~1.0%	
			介護医療院サービス 短期入所療養介護(医療院)	1.5%	1.1%	2.6~1.0%	

経験・技能のある介護職員の基準は事業所の載量で設定することができます。つまり、勤続10年に満たない介護職員を設定することも可能です。